



愛媛県報

発行 愛媛県

平成20年3月31日月曜日 第1950号外6

◇ 目次 ◇
条 例

保健所使用料条例等の一部を改正する条例..... 1

条 例

○愛媛県条例第40号

保健所使用料条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成20年3月31日

愛媛県知事 加戸守行

保健所使用料条例等の一部を改正する条例

（保健所使用料条例の一部改正）

第1条 保健所使用料条例（昭和23年愛媛県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（使用料の額） 第2条 前条の使用料の額は、健康保険法（大正11年法律第70号）又は高年齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による療養の給付に要する費用の額の算定方法により算定した額を基準として知事が定める。	（使用料の額） 第2条 前条の使用料の額は、健康保険法（大正11年法律第70号）又は老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定による療養又は医療に要する費用の額の算定方法により算定した額を基準として知事が定める。

（愛媛県レントゲン自動車使用料条例の一部改正）

第2条 愛媛県レントゲン自動車使用料条例（昭和26年愛媛県条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第2条 レントゲン自動車の使用料の額は、健康保険法（大正11年法律第70号）又は高年齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による療養の給付に要する費用の額の算定方法により算定した額を基準として知事が定める。	第2条 レントゲン自動車の使用料の額は、健康保険法（大正11年法律第70号）又は老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定による療養又は医療に要する費用の額の算定方法により算定した額を基準として知事が定める。

（愛媛県公営企業の設置等に関する条例の一部改正）

第3条 愛媛県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年愛媛県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（料金） 第6条 法第21条の規定に基づき、次の各号に掲げる料金を徴収する。 (1) 省略 (2) 病院の料金 健康保険法（大正11年法律第70号）、高年齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）又は介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による療養の給付又は指定居宅サービスに要する費用の額の算定方法により算定した額（自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の規定による	（料金） 第6条 法第21条の規定に基づき、次の各号に掲げる料金を徴収する。 (1) 省略 (2) 病院の料金 健康保険法（大正11年法律第70号）、老人保健法（昭和57年法律第80号）又は介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による療養、医療又は指定居宅サービスに要する費用の額の算定方法により算定した額（自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の規定による

損害賠償額の支払（同法第72条第1項の規定による損害をてん補するための支払を含む。）を受けるべき被害者に対する当該支払に係る療養にあつては、この算定した額に2を乗じて得た額）及び健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定方法により算定した額の合算額（この算定方法により難しい場合は、管理者が定めた額）

2 省略

損害賠償額の支払（同法第72条第1項の規定による損害をてん補するための支払を含む。）を受けるべき被害者に対する当該支払に係る療養にあつては、この算定した額に2を乗じて得た額）及び健康保険法又は老人保健法_____の規定による入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定方法により算定した額の合算額（この算定方法により難しい場合は、管理者が定めた額）

2 省略

（愛媛県心と体の健康センターにおける使用料及び手数料徴収条例の一部改正）

第4条 愛媛県心と体の健康センターにおける使用料及び手数料徴収条例（昭和47年愛媛県条例第42号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（使用料及び手数料の額）</p> <p>第2条 使用料の額は、健康保険法（大正11年法律第70号）又は<u>高齢者の医療の確保に関する法律</u>（昭和57年法律第80号）の規定による療養の<u>給付</u>に要する費用の額の算定方法により算定した額を基準として知事が定める。</p> <p>2 省略</p>	<p>（使用料及び手数料の額）</p> <p>第2条 使用料の額は、健康保険法（大正11年法律第70号）又は<u>老人保健法</u>_____（昭和57年法律第80号）の規定による療養又は医療に要する費用の額の算定方法により算定した額を基準として知事が定める。</p> <p>2 省略</p>

（愛媛県立子ども療育センター使用料及び手数料条例の一部改正）

第5条 愛媛県立子ども療育センター使用料及び手数料条例（平成19年愛媛県条例第21号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（使用料及び手数料の額）</p> <p>第2条 前条第1項に規定する使用料（以下「使用料」という。）の額は、次の各号に掲げる使用の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 診療 健康保険法（大正11年法律第70号）又は<u>高齢者の医療の確保に関する法律</u>（昭和57年法律第80号）の規定による療養の<u>給付</u>に要する費用の額及び入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定方法により算定した額を基準として規則で定める額</p> <p>(4) 省略</p> <p>2・3 省略</p>	<p>（使用料及び手数料の額）</p> <p>第2条 前条第1項に規定する使用料（以下「使用料」という。）の額は、次の各号に掲げる使用の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 診療 健康保険法（大正11年法律第70号）又は<u>老人保健法</u>_____（昭和57年法律第80号）の規定による療養又は医療に要する費用の額及び入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定方法により算定した額を基準として規則で定める額</p> <p>(4) 省略</p> <p>2・3 省略</p>

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。